

盛岡広域圏経済戦略策定懇話会設置要綱

平成26年8月27日市長決裁

(設置)

第1条 盛岡広域圏経済戦略（以下「経済戦略」という。）の策定に当たり、有識者等から意見を聴くため、盛岡広域圏経済戦略策定懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇話会は、経済戦略の策定に関する検討を行い、必要な意見及び助言を行う。

(組織)

第3条 懇話会は、委員15人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、盛岡広域圏の経済活動に関し優れた識見を有する者等のうちから市長が依頼する。

2 委員の任期は、依頼した日から、経済戦略が策定される日までとする。

(座長等)

第5条 懇話会に座長及び副座長を置き、委員の互選とする。

2 座長は、会議を総理し、懇話会の会議の議長となる。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議は、市長が招集する。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、市長公室企画調整課において処理する。

附 則

この要綱は、平成26年9月1日から施行する。